

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 競 争 入 札 に
付 す る 事 項 | (1) 件 名 危険物施設定期点検
(2) 履行期間 契約締結日～令和9年3月31日
(3) 履行場所 航空自衛隊三沢基地 |
| 2 入 札 日 時 | 令和8年7月15日（水）14時00分 |
| 3 入 札 場 所 | 航空自衛隊三沢基地（合同庁舎1階会計隊入札室） |
| 4 参 加 資 格 | (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされた東北の競争参加資格を有する者。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 |
| 5 入 札 方 法 | 落札判定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 6 保 証 金 | 入札保証金及び契約保証金 免除 |
| 7 入 札 の 無 効 | 4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。 |
| 8 契約書等作成の有無 | 有 |
| 9 契 約 の 方 法 | 確定契約 |
| 10 契 約 条 項 を
示 す 場 所 | 航空自衛隊三沢基地第3航空団会計隊事務室
航空自衛隊三沢基地ホームページ |
| 11 郵便入札の可否 | 許可 ※ 事前に申し出ること。 |
| 12 そ の 他 | (1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

(3) 入札の参加を希望するものは、入札日までに、上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。
(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
TEL (0176) 53-4121（内線：3681）
FAX (0176) 53-5464 担当：西本 |

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	危険物施設定期点検	三基 LPS-R81002	
		承 認	令和4年10月 7日
		作 成	令和4年10月 7日
		改 正	令和5年 9月13日
			令和6年 6月12日
		作成部隊等名	第3航空団基地業務群施設隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、後述する履行場所における危険物施設定期点検（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2 履行場所

青森県三沢市大字三沢字後久保125-7（航空自衛隊三沢基地）とする。細部は、特記事項（別紙）による。

1.3 役務内容

危険物施設定期点検とする。細部は、特記事項（別紙）による。

1.4 関連文書

本仕様書に記載されていない事項は、次を適用する。また、その時点における最新のものとする。

- a) 消防法
- b) 危険物の規制に関する規則
- c) 一般財団法人危険物安全協会規則
- d) 国土交通大臣官房官庁制定「建築保全業務共通仕様書」
- e) 国土交通大臣官房官庁制定「営繕工事写真要領」
- f) その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

2 一般共通事項

2.1 現場代理人

契約相手方は、着工前に現場代理人を通知するものとする（部隊定型様式）。現場代理人は、関係法令に従い、本役務の履行に伴う災害防止及び環境保全に努めるものとする。また、役務に携わる現場作業に対し、本仕様書及び監督官の指示を周知徹底させるものとする。

2.2 役務着工届

契約相手方は、着工開始日を役務着工届（部隊定型様式）にて通知するものとする。

2.3 工程表

契約相手方は、事前に作業工程及び日時を記載した工程表を作成し、監督官の承認を得るものとする。

2.4 疑義に対する協議

本仕様書に定められた内容と関連文書等に相違のある場合又は現場の納まり、取り合い等

品名又は件名	危険物施設定期点検
--------	-----------

の関係で本仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督官と協議し、打合せ簿（部隊定型様式）に記録するものとする。

2.5 役務現場管理

- a) 役務現場への立入りは、監督官の承認を得ること。また、次に示す事項は、厳に慎むこと。
 - 1) 役務現場区域外への立ち入り
 - 2) 指定場所以外での喫煙、火気の使用
 - 3) 役務に関係のない場所の撮影
- b) 本役務における作業時間は、０８時１５分から１７時００分を基本とする。
 なお、作業期間中の休日（土曜日、日曜日、祝日等）及びその他監督官が指定する日を原則、作業不能日とする。
- c) 部隊任務遂行上、作業日時の変更及び中断を指示された場合は、速やかに従わなければならない。
- d) 本役務に関連し、付帯設備を破損した場合は、直ちに監督官へ報告するとともに、契約相手方の負担において速やかに復旧するものとする。
- e) 本役務の履行に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、次の事項を遵守しなければならない。
 - 1) 安全は、すべて契約相手方の責任とする。
 - 2) 第三者に災害及び公害の影響を及ぼしてはならない。
 - 3) 災害及び公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、その経緯を直ちに監督官に報告するものとする。
- f) 契約相手方は、本役務において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、監督官と協議するものとする。
- g) 作業終了時は、本役務に関連する部分（進入口を含む。）の清掃及び後片付けを行うものとする。

2.6 材料検査

材料は、履行場所に搬入するごとに、監督官に報告するものとし、材料の種別ごとに材料検査簿（部隊定型様式）を添えて、検査を受けるものとする。

2.7 発生材の処理

金物等の発生材は、監督官が指示する場所に整理収集し、発生材報告書（部隊定型様式）を添えて引き渡すものとする。

2.8 役務写真

役務写真の撮影は、作業前、作業中及び完了後とし、各工程に従い、位置及び規格が仕様書と対照して確認できるように説明事項を記載した黒板等を添えて同一箇所を同一方向から撮影すること。カメラは、２００万画素以上のデジタルカメラを使用すること。

2.9 点検実施結果報告書

点検実施結果報告書は、一般財団法人全国危険物安全協会規則に規定される様式（様式３１号第２７条関係）と同様の点検実施結果報告書を提出するものとする。

2.10 完了検査

すべての作業終了後、検査官による履行場所の完了確認を受けるものとする。また、完了通知書（部隊定型様式）及び引渡書（部隊定型様式）を含む全必要書類を提出後、検査官の書類検査をもって役務完了とする。

品名又は件名	危険物施設定期点検
--------	-----------

2.11 提出書類

提出書類は、以下のとおりとする。

No	書 類 名	部数	備 考
1	現場代理人等通知書	1	部隊定型様式
2	役務着工届	1	部隊定型様式
3	工程表	1	契約相手方所定（作業工程，日時を記載）
4	自衛隊工事従事者入門申請書	4	部隊定型様式（内2部は生写真）
5	臨時立入申請書	—	監督官の指示による。
6	打合せ簿	1	部隊定型様式，必要に応じ
7	材料検査簿	1	部隊定型様式
8	発生材報告書	1	部隊定型様式
9	役務写真	1	契約相手方所定（カラー印刷，アルバム整理）
10	点検実施結果報告書	1	一般財団法人全国危険物安全協会規則に規定される様式
11	完了通知書	1	部隊定型様式
12	引渡書	1	部隊定型様式
13	その他監督官の指示する書類	—	その都度

特記事項	品名又は件名	危険物施設定期点検
	履行場所	航空自衛隊三沢基地

1 特記事項

1.1 履行場所及び役務内容

履行場所は、付図第1のとおりとする。役務内容は、次のとおりとするほか、細部は、付図第2～5のとおりとする。

- 地下タンク貯蔵所の定期点検（消防法第14条の3の2の規定）、地下埋設配管の漏れの点検（危険物の規制に関する規則第62条の5の3の規定）とする。
- 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（第71条の1及び第72条の2）で定められた方式で点検するものとする。
- 対象施設は、表1及び表2のとおりとする。

1) 表1－地下タンク貯蔵所の定期点検

履行場所	油種	油量 (KL)	構造
格納庫 J-17	軽油	6KL	鋼板製二重殻タンク
発電機室 A #359	軽油	1.5KL	鋼板製二重殻タンク
発電機室 B #402	軽油	5KL	鋼板製二重殻タンク
局舎 A #354	軽油	5KL	鋼板製二重殻タンク
局舎 B #355	軽油	4KL	鋼板製二重殻タンク
局舎 C #356	軽油	5KL	鋼板製二重殻タンク

2) 表2－地下埋設配管の漏れの点検

履行場所		油種	配管径, 距離
北東燃料事務所 #330	地上式タンク～機械室	重油	25A×6.9m
犬舎 #320	地上式タンク～機械室	重油	25A×9.3m
格納庫 #296	地上式タンク～ボイラー室	重油	25A×9.4m

1.2 履行要領

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示によるほか、次による。

- 地下タンク及び地下埋設配管の漏洩点検は、契約相手方所定の加圧法（関係法令による方式）で実施すること。
- 燃料取扱作業中は、静電気発生による災害を発生させないように処置すること。
- 地下埋設配管及び地下タンクは、不純物等が混入しないように処置すること。
- 地下埋設配管は、必要に応じて地上において縁切りを行い点検するものとし、点検終了後に縁切りの復旧、返油、空気抜きを実施後の復旧部分からの漏れがないことを確認すること。
- 作業時に油が出た場合は、監督官が指定したドラム缶又は、契約相手方ローリー車等に回収後、官側に返納するものとし、細部については監督官の指示に従うこと。
- 点検終了後は、一般財団法人全国危険物安全協会が指定する圧力点検済証を貼付すること。

1.3 作業従事者の資格

作業従事者は、本役務を実施するにあたり必要な関係法令等に精通し、十分な知識と技能を有するとともに、一般財団法人全国危険物安全協会危険物施設定期点検技術者講習を修了した者を従事させること。

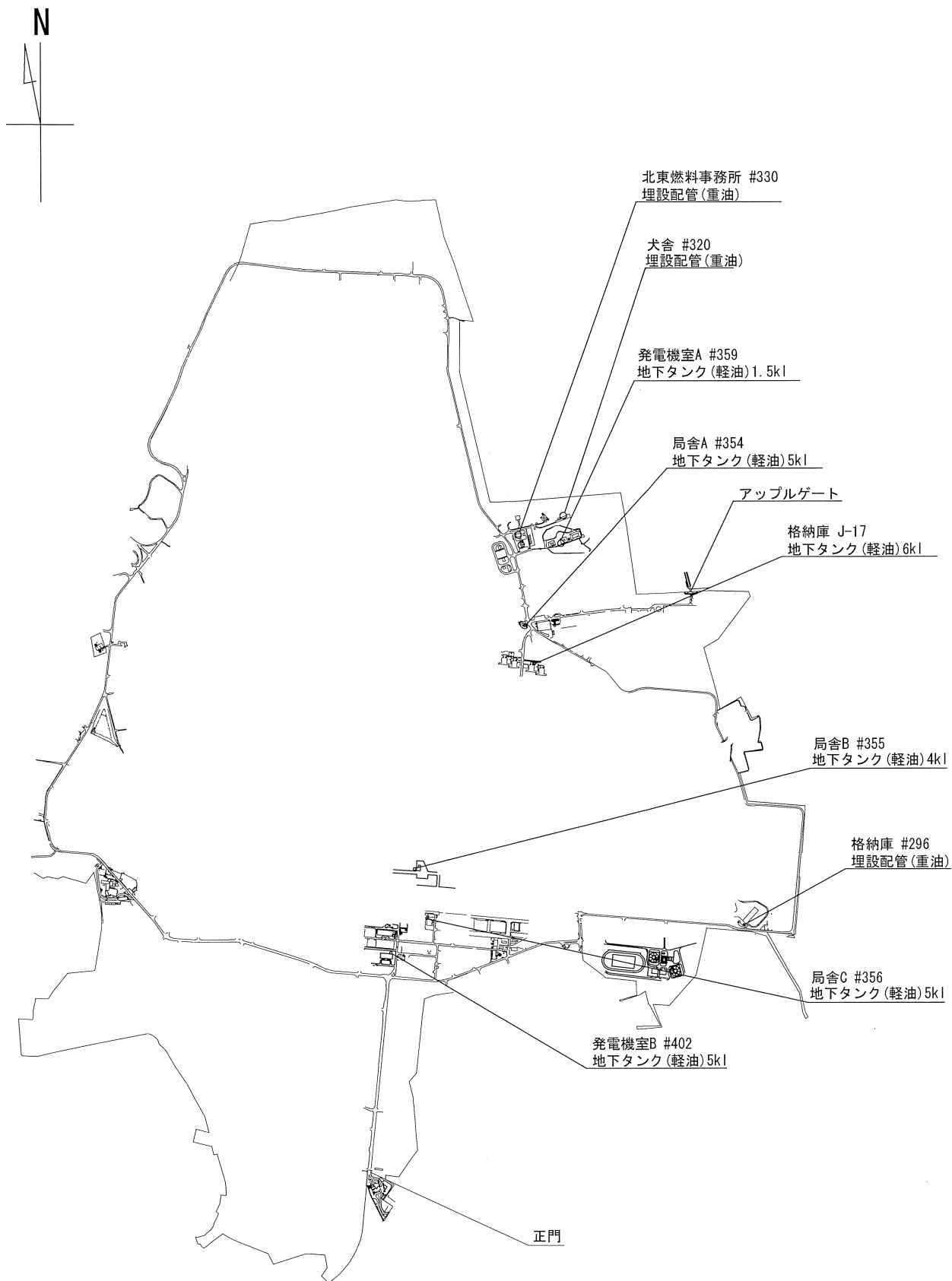
1.4 計測器等の準備

契約相手方は、必要な計測器等を準備すること。

なお、計測器は、校正されたものを使用するものとし、その校正が証明できる校正証明書を提示すること。

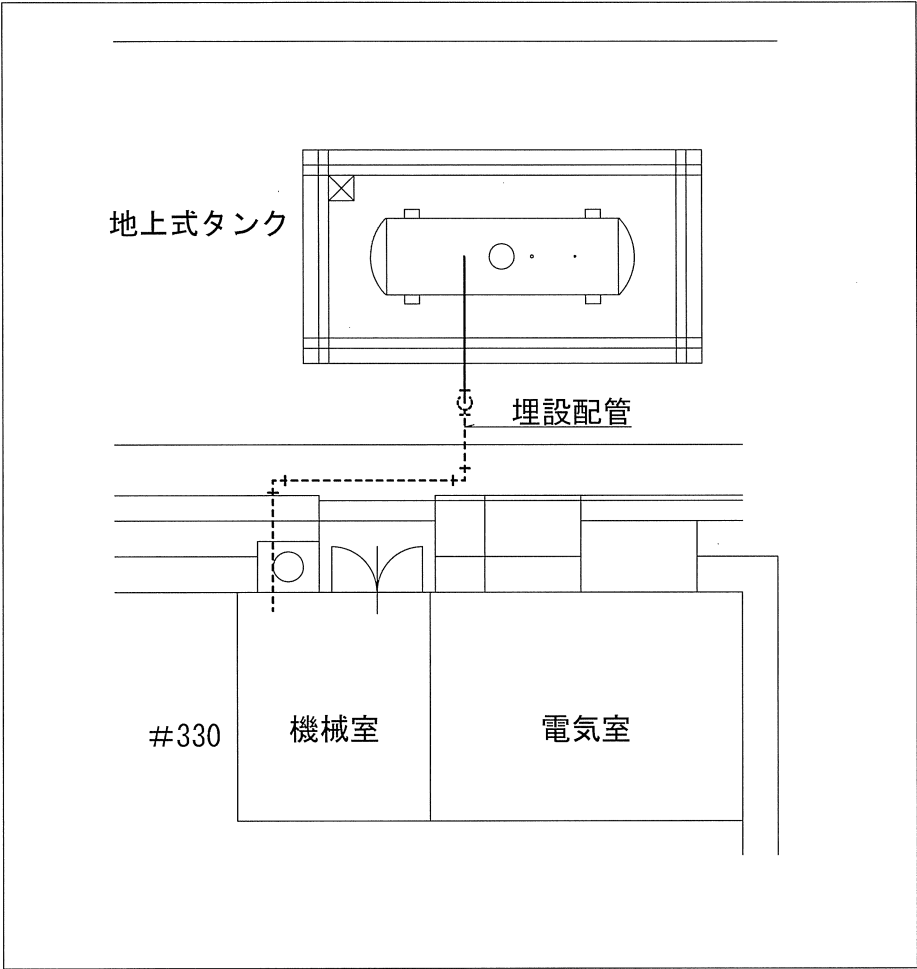
1.5 手続き等

本役務における消防本部への法的手続き等が発生した場合は、すべて契約相手方の負担において行うものとする。



案内・配置図(三沢基地) NON SCALE

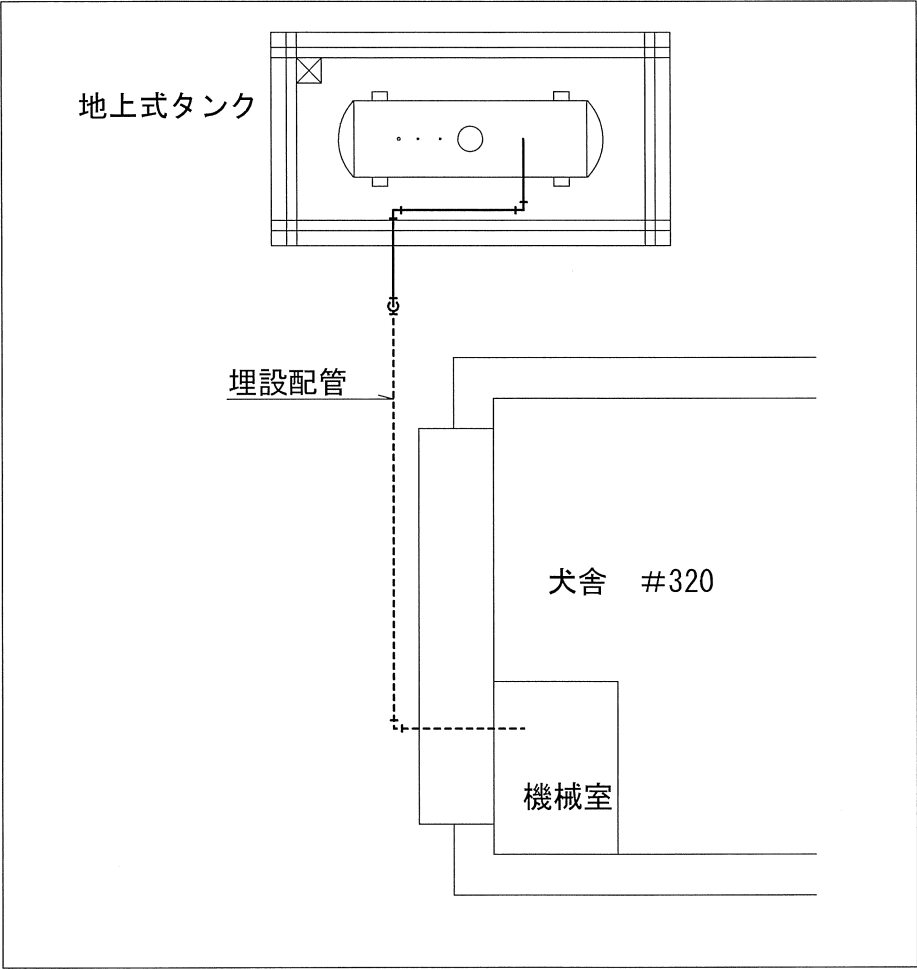
北東燃料事務所 #330 重油 埋設配管系統図 NON SCALE



凡例：燃料地下埋設配管漏洩点検箇所

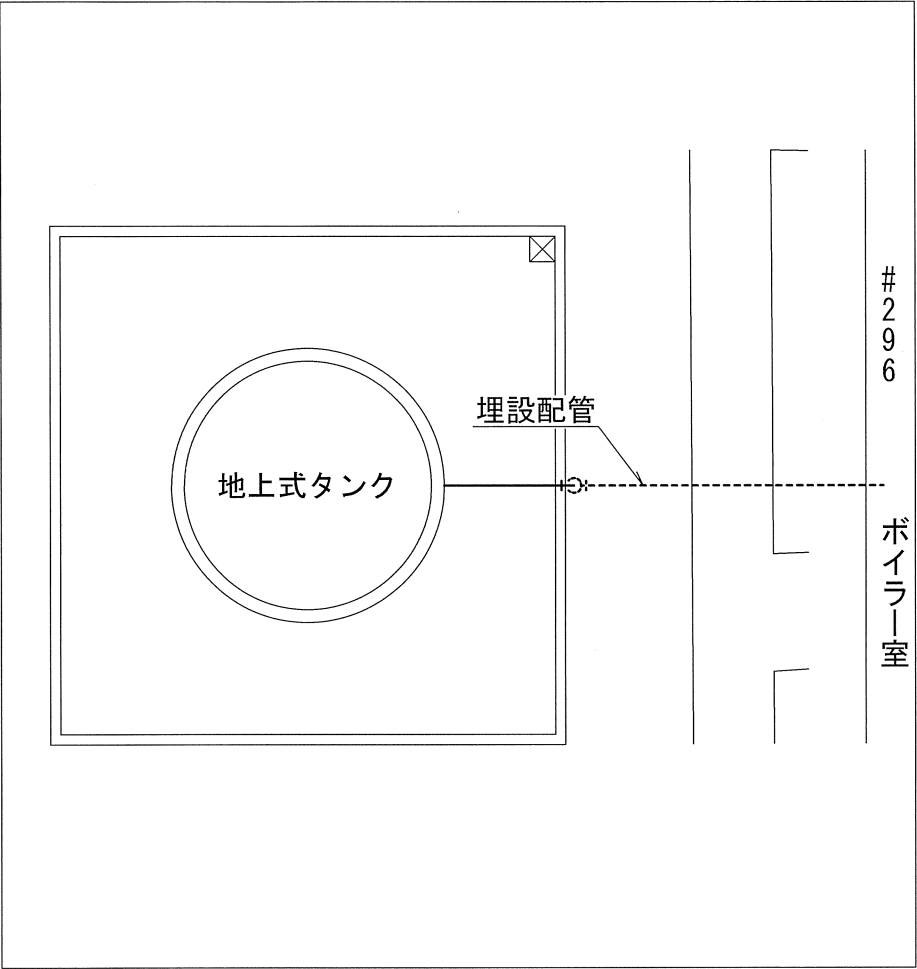
図示	名称（ライン）	管径×長さ
-----	地上式タンクの立下がり管～機械室の閉止バルブ	2 5 A × 6 . 9 m

犬舎 #320 重油 埋設配管系統図 NON SCALE



凡例：燃料地下埋設配管漏洩点検箇所		
図示	名称（ライン）	管径×長さ
-----	地上式タンクの立下がり管～機械室の閉止バルブ	2 5 A × 9. 3 m

格納庫 #296 重油 埋設配管系統図 NON SCALE



凡例：燃料地下埋設配管漏洩点検箇所

図示	名称（ライン）	管径×長さ
-----	地上式タンクの立下がり管～ボイラー室の閉止バルブ	2 5 A × 9 . 4 m

入札書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。

令和8年7月15日

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長 長谷川 拓生 殿

申込者住所
会社名
代表者氏名
代理人氏名

[illegible]

委任状

当社は、を代理人と定め、
令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの間、入札等に関する
下記の権限を委任します。

記

1. 見積り及び入札に関する件
2. 契約の締結に関する件
3. 契約物品の納品に関する件
4. 代金の請求及び受領に関する件
5. 復代理人の選任に関する件

代理人使用印鑑



履行期間:契約締結日～令和9年3月31日

令和8年7月15日

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長 長谷川 拓生 殿

住 所
会 社 名
代表者名